

9. 三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年4月24日

自動車局整備課

三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から三菱ロジスネクスト株式会社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

今般、三菱ロジスネクスト株式会社より、少なくとも平成28年3月以降、255台のフォークリフトについて、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告がありました。なお、同社によれば、これらの作業に起因する不具合の報告はを受けていないとのこと。

このため、本日、国土交通省より三菱ロジスネクスト株式会社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年6月30日までに報告するよう指示しました。

また、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業をした自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

※ フォークリフトのうち、「大型特殊自動車」に該当するものについて分解整備を事業として営む場合には、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証が必要。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、成澤

代表：03-5253-8111（内線42423）

直通：03-5253-8600

10. 大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年6月20日
自動車局整備課
自動車局審査・リコール課

大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー6社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告があったことから、国土交通省は、4月24日、同社に対して業務改善指示を行うとともに、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示したところです。

本事案を受けて各社が調査したところ、本日までに、住友ナコフォークリフト(株)など大型特殊自動車メーカー6社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に、子会社(販売会社)又は直轄工場において、認証を受けないで大型特殊自動車のブレーキドラム脱着等の分解整備を実施していた旨報告がありました。また、このうち3社では、当該不適切な分解整備作業に、リコールの改修作業も含まれていました。なお、本件に伴う事故や不具合は発生していない旨各社より報告を受けています。(別紙:大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況)。

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカー6社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年8月31日までに報告するよう、それぞれ指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、成澤

自動車局審査・リコール課 田中、五十嵐

代表：03-5253-8111（内線42423）

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	①未認証分解整備 実施拠点数 ／全拠点数	①のうち、自動車 整備士が存在する 拠点数	未認証の事業 場で分解整備 を行った台数	うち、リ コール実 施台数	対象車種、主な作業内容
1	コベルコ建機㈱	東日本コベルコ建機㈱	10／11	38台	-	ホイールクレーン、シヨベルローダ ・ステアリングシリンダ脱着 ・ブレーキホース交換
		西日本コベルコ建機㈱	14／14	91台		
		メーカー直轄整備工場	1／1	11台		
2	住友建機㈱	住友建機販売㈱	22／29	87台	12台	アスファルトファイニッシャ 他7車種（※） ・ステアリングシリンダ脱着 ・トランスミッション脱着（R4237改善措置）
		エスケイ・イシシヨウ㈱	3／3	3台		
		パークス甲信越㈱	3／3	19台		
3	住友ナコフオートクリフト㈱	住友ナコフオートクリフト販 売㈱	21／21	94台	4台	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着 ・ホイールベアリング脱着（R3515改善措置） ・ブレーキピストン交換（R3904改善措置）
		東北シンコー㈱	1／1	2台		
		メーカー直轄工場	0／1	7台		
4	㈱豊田自動織機	トヨタL&F販売会社11社	25／25	106台	-	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着
5	範多機械㈱	メーカー直轄営業所	6／7	63台	27台	アスファルトファイニッシャ ・ステアリングシリンダ脱着 ・トランスミッション脱着（R4237改善措置）
6	日立建機㈱	日立建機日本㈱	19／22	36台	-	シヨベルローダ、タイヤローラ ・ステアリングシリンダ脱着 ・ブレーキホース交換
合計		138／694	125／138	557台	50台	

（※）他7車種・・・シヨベルローダ（16台）、タイヤローラ（13台）、グレーダ（9台）、ロードローラ（2台）、バン（1台）、フォークリフト（1台）、ホイールクレーン（1台）

R3515:リコール届出番号国3515、届出日:平成27年2月13日、届出者:住友ナコフオートクリフト㈱

R3904:リコール届出番号国3904、届出日:平成28年10月21日、届出者:住友ナコフオートクリフト㈱

R4237:リコール届出番号国4237、届出日:平成30年4月6日、届出者:範多機械㈱

11. 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 30 年 6 月 27 日
自動車局整備課

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

～ 事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～

国土交通省は、平成 30 年 10 月 1 日より、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤについて 3 ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年 10 月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年 10 月 27 日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）を改正し、本年 10 月より施行します。

1. 改正の概要

（1）自動車点検基準の一部改正

車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車の 3 ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の改正）

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（2）自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

2. スケジュール

公 布：平成 30 年 6 月 27 日（本日）

施 行：平成 30 年 10 月 1 日

<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、伊堂寺、下窪

代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

別紙

国自整第73号の2
平成30年6月27日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長
(公印省略)

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしている。

については、別添1及び別添2のほか、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、関係者に対して周知徹底するとともに、その運用に当たって遺漏なきよう業務の実施を図られたい。特に、整備主任者、自動車検査員及び整備管理者の研修については、昨年度の地方運輸局自動車技術安全部長等会議において要望があったことを受け、自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車運送事業者に対する、研修を行う旨の通知を廃止する改正を実施したところであり、改正後も受講対象者が当該研修を適切に受講できるよう、関係団体と連携しつつ、研修受講者を管理する上記事業者への丁寧な周知を図られたい。

なお、別添4のとおり関係団体へ通知したので了知されたい。



改正後		改正前	
別表第3(事業用自動車等の定期点検基準)(<u>第二条第五条関係</u>)			
点検時期 点検箇所	3月ごと	3月ごと	12月ごと
(略)	(略)	(略)	[3月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※)3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※)4 スペアタイヤの取付状態 (※)5 ソールボックスの取付部の緩み及び損傷	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)	(略)
(※)3)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。			
別表第4(被牽引車の定期点検基準)(<u>第二条第五条関係</u>)			
点検時期 点検箇所	3月ごと	3月ごと	12月ごと
(略)	(略)	(略)	[3月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※)2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※)3 スペアタイヤの取付状態 (※)4 ソールボックスの取付部の緩み及び損傷	緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)	(略)
(※)2)印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。			

自動車点検及び整備に関する手引き

別添2(抜粋)

点検箇所	点検項目	点検時期 年又は月(ごと)				点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など 被牽引自動車	
車枠(フレーム)、 車体(ボディ)	スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷			3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。 ・スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、がたがないかを手で揺るなどして点検します。さらに、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩擦や損傷がないかを目視などにより点検します。
	スペアタイヤの取付状態				3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。 ・スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれやひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。 ・スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。
	ツールボックスの取付部の緩み及び損傷				3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。

主な改正内容

1. 大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量8トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車に係る定期点検整備の3ヶ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

2. 整備主任者の研修について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者が、自らが選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸監理部長又は運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講することとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

3. 自動車検査員の研修について

指定自動車整備事業規則の改正により、指定自動車整備事業者が、自らが選任した自動車検査員に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4. 自動車分解整備事業者における依頼者への料金の概算見積の提供について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積の提供について、PDF ファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

5. 整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

12. 自動車検査証等の有効期間の再伸長について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年7月
豪雨関連

同時発表 中国運輸局、広島運輸支局、岡山運輸支局
四国運輸局、愛媛運輸支局

平成30年8月1日
自動車局整備課

自動車検査証等の有効期間の再伸長について

～期間の延長及び対象地域の見直し（広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域）～

平成30年7月豪雨の被害に伴い、被災地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証及び保安基準適合証等の有効期間を伸長しているところです。これらの地域においては復旧・復興が進んでいるところですが、広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域*の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証及び保安基準適合証等の有効期間を再伸長することとしましたので、お知らせします。

- * 広島県： ひろしましひがしく ひろしましみなみく ひろしましあさきたく ひろしましあきく くれし たけはらし みはらし おのみちし ふくやまし
広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、
ひがしひろしまし えたじまし あきぐんふちゆうちょう あきぐんかいたちょう あきぐんくまのちょう あきぐんさかちょう
東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
- * 岡山県： くらしきし そうじゃし たかはしし
倉敷市、総社市、高梁市
- * 愛媛県： おおずし せいよしのむらちょう うわじましよしだちょう
大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

1. 平成30年7月豪雨の被害に伴い、上記被災地域に使用の本拠の位置を有する車両の使用者は、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、保安基準適合証等*1の有効期間についても再伸長することとし、本日、公示しました。

*1 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が発行する、保安基準適合証及び保安基準適合標章。

○対象車両及び措置内容

【自動車検査証】 広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月19日までのものを8月20日まで伸長

【保安基準適合証等】 広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等であって、保安基準適合証等の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までのものを8月20日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

<お問い合わせ先> 自動車局整備課

自動車検査証、限定自動車検査証関係 加野島、森 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639
保安基準適合証等関係 田辺、齋藤 TEL：03-5253-8600（直通） FAX：同上

13. 大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年7月
豪雨関連

平成30年7月9日
自動車局整備課

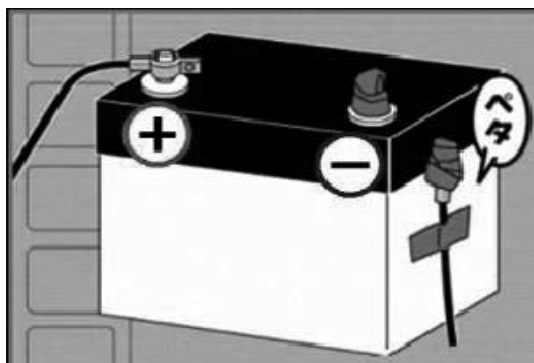
大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで

～ 平成30年7月豪雨の被害を受けて ～

国土交通省では、平成30年7月豪雨の被害を受けて、水に浸った自動車ユーザーの方へ、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災を防止するための注意喚起を行っています。

大雨等による浸水や冠水被害を受けて水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処して下さい。

1. 自分でエンジンをかけない。
2. 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。
3. なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますので、バッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。



※外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置（テープなどで覆う）をして下さい。

(注) 当該情報については、国土交通省公式 Twitter、自動車局 HP にも掲載されております。

また、JAF[一般社団法人日本自動車連盟]及び JAMA[一般社団法人日本自動車工業会]の HP において、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。

・ JAF の HP : http://www.jaf.or.jp/profile/news/file/2010_45.htm

・ JAMA の HP : <http://www.anzen-untten.com/home/a1/b1/trouble003.html>

<http://www.anzen-untten.com/home/carlife-all/carlife/index.html>

<問い合わせ先>

自動車局整備課 児島、伊堂寺

代表：03-5253-8111（内線：42426）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

14. 災害により被災した整備工場の整備機器の使用に関する安全確認について

事務連絡
平成30年7月9日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課
整備事業班長

災害により被災した整備工場の整備機器の使用に関する安全確認について

災害により被災した整備工場において、事業を再開するにあたっては、整備機器の使用について、安全確保及び二次災害の防止のため、別紙を参考とするよう関係団体あて傘下会員に対する周知方願います。



災害により被災した整備工場の整備機器の使用に関する安全確認について

事業を再開するにあたっては、十分な安全確保を行い、2次災害の防止に努めて頂くようお願いいたします。

◎被災整備工場における整備機器の使用に際しては、以下の内容について十分注意し、安全確認のための点検を必ず実施することが重要となります。

- 被災後にはじめて使用する場合
 - ・まず、はじめに電源、エアなどの動力を投入する前に、十分な換気が行われているか、また、機器の外観に異常がないかを確認する。
 - ・設置機器等などの位置まで冠水（泥水等の痕跡で判断）したか確認を行う。（機器の外観点検）
 - ・本体の破損、変形、歪、溶接箇所割れ、特に天井から吊っているもの（リール、指示計等）は、吊り部材の変形・亀裂、など・油圧、作動油を使用している機器は、油漏れ
 - ・アンカボルトで固定している機器は、アンカボルトの緩み
 - ・床上に設置している機器は、機器の傾き
 - ・土間に設置の機器は、土間のひび割れ、機器の浮き上がり（又は沈み込み）土間と機器との隙間など
 - ・手動で動かせる部分は、手動で動かし、スムーズに動くか、異音がないかを確認する。ただし、自動式前照灯試験機の場合は、無理に動かさず、購入販売店に連絡する。
- ※万一、異常が発見された場合は、機器購入販売店に連絡し、異常箇所の修復が完了するまで、機器の使用を中止する。

- 電気を使用する機器について
 - ・はじめにメインブレーカ（又はコンセント）がOFFになっている事を確認し、次に電源ケーブルの破れ、断線、コネクタの緩み等がないことを確認する。
 - ・機器の電気装置や部品に冠水（泥水等の痕跡で判断）がないことを確認する。

※万一、冠水（泥水等の痕跡で判断）があった場合には、絶対に電源をONしないこと。機器購入販売店に連絡し、異常箇所の修復が完了するまで、機器の使用は中止する。
- エアを使用する機器について
 - ・エア配管、エアホース、コネクタ部に損傷が生じていることも考えられるので、エア圧力を下げて供給し、徐々に規定圧力まで上げる。（もしくは、バルブを全開にせず、徐々に開く。）

※万一、各部からエアが漏れる音がある。もしくは、規定圧力まで上がらないなど

の異常が確認された場合は、直ちにエアの供給を停止する。機器購入販売店に連絡し、異常箇所の修復が完了するまで、機器の使用は中止する。

- 各機器の始業点検の実施
 - ・各機器の取扱説明書に記載された始業点検方法により始業点検を実施し、異常がないことを確認してから機器を使用する。

※万一、異常が発見された場合は、機器購入販売店に連絡し、異常箇所の修復が完了するまで、機器の使用は中止する。
（注意）そのまま使用すると機器の破損及び重大な事故に繋がる危険性がある。
- リフト機器の安全点検実施について
 - ・リフト機器は車面の落下事故などの危険があるため、車面を上げる前に必ず次の安全点検を実施する。
 - （安全点検）
 - ・柱リフト、パンタリフトなど床面又はピット底面にアンカで固定した機器はアンカに緩み発生がないかを確認する。
 - ・床面埋設式リフトは、埋設配管の破損や内部でオイル漏れの発生がないか確認する。
 - ・電源やエア源の異常がないことを確認した後、リフトを無負荷で上昇させ、異音や振動がないか、また、手で揺らしてみてもガタがないか、加えて最上位まで上昇するか、さらに自然下降がないかを確認する。
 - ・その他、リフトの取扱説明書に記載された安全点検項目や添付の点検表等を参考に安全点検を実施する。

※万一、異常が発見された場合は、機器購入販売店に連絡し、異常箇所の修復が完了するまで、機器の使用を中止する。
- 停電への備え
 - ・電気を使用している機器については、機器使用後、必ず電源をOFFにし、ブレーカを遮断（又は、コンセントを抜く。）する。

※万一、機器使用中に停電になった場合も、通電再開時に機器が勝手に作動しないよう、必ず機器の電源をOFFにし、ブレーカも遮断（又は、コンセントを抜く。）する。

以上

15. 申請書記載時の注意事項

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 継続検査申請書 専用3号様式

自動車検査番号: 13411

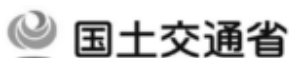
整備工場コード: []-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]

運輸支局コード: []-[]

認証番号: []-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■ 申請書 第1号様式

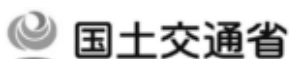
整備工場コード: []-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]

運輸支局コード: []-[]

認証番号: []-[]-[]-[]-[]-[]-[]-[]

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

5. OCRシート記入方法によるOCR読取への影響

黒枠OCRシートは、黒枠の枠外に文字が記載された場合には、誤読となる可能性が高くなりますので、黒枠に重ならないように、枠内に明瞭に印字してください。

	OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	読取結果
枠内記入	標準用OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456
	黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456
枠外記入	標準用OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456
	黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 5	1?? (誤読)

8. 黒枠OCRシートの手書き記入時の注意点

<正読:○>に従い、黒枠に重ならないように、枠内に大き目の文字で明瞭に記入してください。

<正読:○>

あ	い	う	え	お	か	き	く
な	に	ぬ	ね	の	ほ	ひ	ふ
る	れ	ろ	わ	を	ん		
A	B	C	D	E	F	G	H
U	V	W	X	Y	Z		

<誤読:×>

あ	い	う	え	お	か	き	く
な	に	ぬ	ね	の	ほ	ひ	ふ
る	れ	ろ	わ	を	ん		
A	B	C	D	E	F	G	H
U	V	W	X	Y	Z		

誤読の原因となります。



項番	事象	記入イメージ
1	黒枠と文字が重なっている	
2	黒枠から文字がはみ出している	

1. 自動車検査の申請時における押印の取扱いについて



別表の検査の申請等については、平成10年1月1日より、申請書に氏名を記載して押印する代わりに、署名*でもよいこととなりますので、申請書に記入する際には、以下の例により、楷書体等でていねいに氏名を記載して下さい。

※ 署名は、申請者（使用者）本人が直筆でフルネームを記載して下さい。

申請者が個人の場合の例

- (申請人) 運輸太郎  (ワープロ等 + 印鑑) → 従来どおり
- (申請人) 運輸太郎 (直筆)
- (申請人) 運輸太郎 運輸太郎 (ワープロ等 + 直筆)
(氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合)
- ✕ (申請人) 運輸太郎 (ワープロ等)
- ✕ (申請人) 運輸太郎  (ワープロ等 + サイン)

申請者が法人等の場合の例

- (申請人) 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎  (名称・代表者の役職・氏名 + 代表者印) → 従来どおり
- (申請人) 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 (名称・代表者の役職 + 代表者直筆の氏名)
- (申請人) 運輸株式会社
代表取締役 運輸太郎 運輸太郎 (名称・代表者の役職・氏名 + 代表者直筆の氏名)
(氏名が既にワープロ、ゴム印等で記載してある場合)
- ✕ (申請人) 運輸株式会社  (名称 + 代表者印)

(代表者の氏名の記載の仕方は、個人の場合と同様です。)

◆◆なお、新規登録、移転登録などは、従来通り実印が必要です。◆◆

16. 定期点検整備作業の依頼を受けた自動車の受入れ点検等における過去の点検又は整備の実施状況等の確認について

事務連絡
平成30年8月1日

管内各運輸支局
首席陸運技術専門官 殿

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課長

定期点検整備作業の依頼を受けた自動車の受入点検等における過去の点検
又は整備の実施状況等の確認について

先般、旅客輸送の安全の確保を使命とする管内のタクシー事業者が、車両管理を怠っていたため、当該タクシーの自動車検査証の有効期間満了日の経過に気づくまでの9ヶ月間に渡る、無車検・無保険運行事案を引き起こした。

当該タクシーは、自動車分解整備事業者が定期点検整備作業を行っていたが、当該整備事業者は、当該タクシーの過去の点検又は整備の実施状況等を確認しなかったため、12ヶ月定期点検整備を未実施（車検未実施）のまま、3ヶ月定期点検整備作業を3回連続して行っていた。

つきましては、自動車分解整備事業者に対して、各種研修及び監査等の機会を捉えて、下記事項について周知徹底を図り、同種無車検運行の再発防止に万全を期すようお願いいたします。

記

○ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び確認について

点検又は整備の作業の依頼者に対して、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況等を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について説明を行うこと。

この際、定期点検整備作業の受入点検等の担当者は、当該自動車の有効期間満了日が経過している場合など、依頼のあった整備の内容及び必要となると認められる整備の内容及び相違がある場合は、依頼者へ確実に確認すること。

17. 平成29年度整備事業者の処分状況一覧表

平成29年度 分解整備事業者の処分状況一覧表

(平成30年4月末現在)

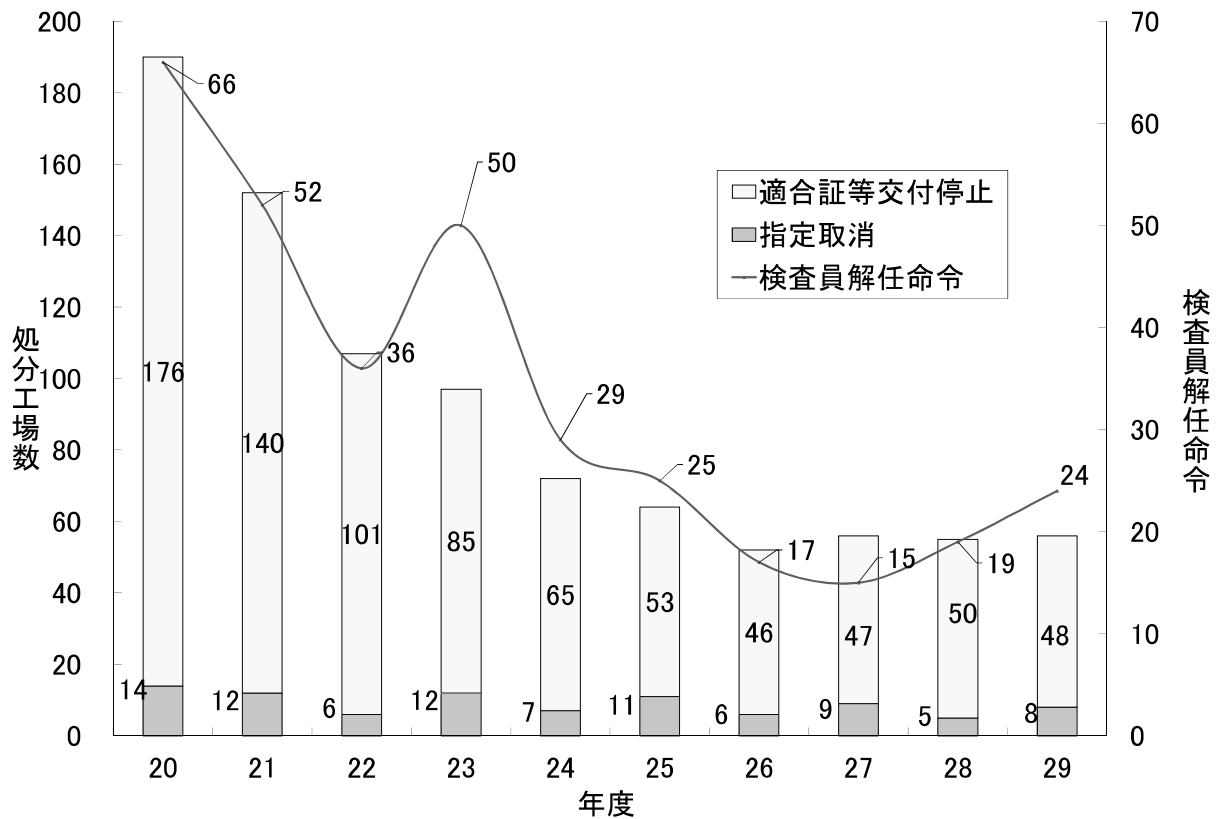
支局	処分年月日	処分内容	違反の概要	概要
処分事案無し				

平成29年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

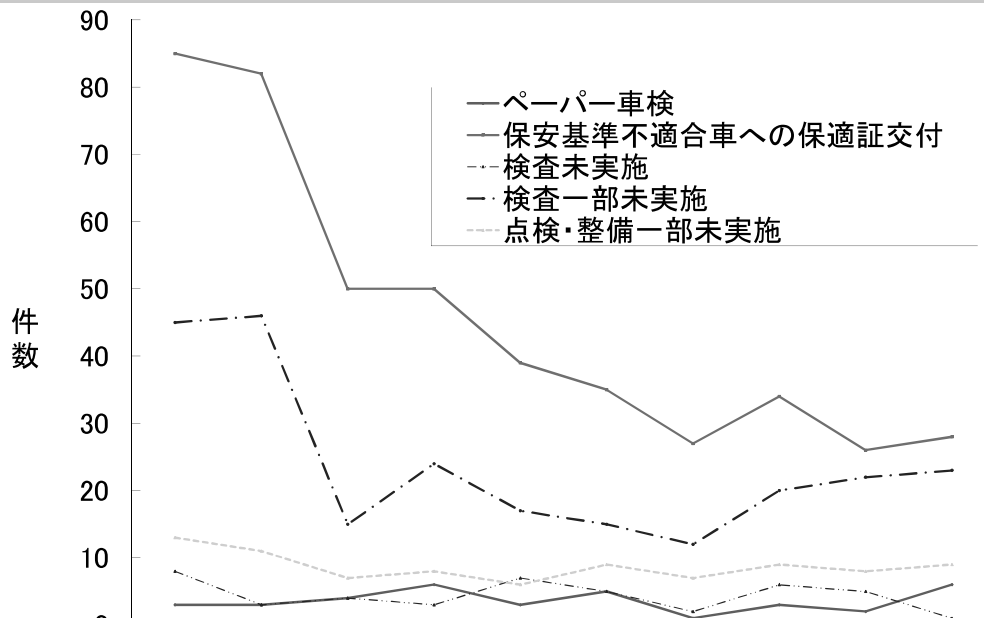
(平成30年4月末現在)

支局	処分年月	処分内容	違反の概要	概要
山形 1	平成29年6月	保安基準適合証の交付停止 20日間	【指定整備事業者関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・適合証交付自動車に点検整備上の瑕疵があった。(事故惹起)	
秋田 2	平成29年7月	保安基準適合証の交付停止 145日間 検査員解任 1名	【指定整備事業者関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。 ・指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 ・検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した。	
青森 3	平成29年7月	是正命令	【指定整備事業者関係】 ・管理組織不適合(改善報告における改善未実施。)	
福島 4	平成29年10月	保安基準適合証の交付停止 20日間	【指定整備事業者関係】 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において目録責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した。	

指定工場の処分件数の推移



指定工場の主な違反内容の推移



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ペーパー車検	3	3	4	6	3	5	1	3	2	6
保安基準不適合車への保適証交付	85	82	50	50	39	35	27	34	26	28
検査未実施	8	3	4	3	7	5	2	6	5	1
検査一部未実施	45	46	15	24	17	15	12	20	22	23
点検・整備一部未実施	13	11	7	8	6	9	7	9	8	9

※ 違反内容毎に複数計上



《発表記者会：青森県政記者会、東北電力記者会、宮城県政記者会》

東北運輸局プレスリリース

平成30年7月12日
国土交通省東北運輸局

ペーパー車検を行った民間車検場の取消し処分を行います

東北運輸局は青森県内の自動車分解整備事業者（弘伸自動車有限会社）に対し、「ペーパー車検」※₁による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消しなどの行政処分を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、本件は青森県警察の不正車検の捜査により、指定自動車整備事業者が平成29年10月に逮捕され、平成30年4月に有罪判決が確定した事案です。

【事業者名】

弘伸自動車有限会社（青森県弘前市）

【不利益処分の内容】（処分日平成30年7月20日）

- （1）自動車分解整備事業※₂の停止 55日
- （2）指定自動車整備事業※₃の指定の取消し
- （3）自動車検査員※₄の解任命令 2名

【法令違反の主な内容】

別紙のとおり

【違反の概要】

- （1）事業者は、依頼者の求めに応じて行い、起訴された2台の自動車に対するペーパー車検、1台の自動車に対して点検整備を実施していない不正改造状態の自動車に保安基準適合証を交付する違反を行った。
この他、1台のペーパー車検を実施し、2台の不正改造状態の自動車に保安基準適合証を交付した。
また、点検整備の一部を実施していない車両に対して適合証を交付するとともに、分解整備記録簿等に虚偽の記載を行った。
さらに、過去の監査において虚偽の陳述等を行った他、認証を受けずに分解整備事業を行う第三者の違反行為に対して、自社施設を貸し出す等により違反行為の幫助を行った。
- （2）自動車検査員2名は不正改造状態等の自動車であるにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。
また、うち1名は検査を行っていないにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。

【お問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 阿部、渡邊
TEL 022-791-7534 FAX 022-299-8872

別紙 法令違反の主な内容

- ・ 道路運送車両法第91条第1項違反（分解整備記録簿の虚偽記載）
- ・ 道路運送車両法第91条の3違反
（分解整備等に関する統括管理不足・認証を受けずに分解整備事業を行う法令違反の幫助）
- ・ 道路運送車両法第94条の3第1項違反（法令遵守の体制でない）
- ・ 道路運送車両法第94条の5違反
（ペーパー車検での車検手続・不正改造状態での車検手続）
- ・ 道路運送車両法第94条の5第1項違反
（ペーパー車検の実施・点検整備の全て未実施・
点検整備の一部未実施・不正改造状態への保安基準適合証交付・
同一性の異なる車両への適合証交付）
- ・ 道路運送車両法第94条の6第1項違反（指定整備記録簿の虚偽記載）
- ・ 道路運送車両法第100条第1項違反（虚偽報告）
- ・ 道路運送車両法第100条第1項違反（虚偽陳述）

※1 「ペーパー車検」とは、自動車検車証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為。

※2 「自動車分解整備事業」とは、エンジンを外して行う整備など自動車の「分解整備」を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車分解整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を省略して車検手続が行える。

※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

平成30年1月19日
東北運輸局青森運輸支局

禁止灯火や突起物を装着したトラック3台に整備命令を発令！

東北運輸局青森運輸支局は、青森県警察本部からの指定自動車整備事業者における不正車検事件の検挙のための協力要請を受け、独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部青森事務所と連携し、違法な灯火や突起物の装着等不正改造されていたトラック3台に対し、道路運送車両法に基づく整備命令書※を交付し、改善措置を命じました。

なお、整備命令の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受ける必要があります。

国土交通省では、「不正改造車を排除する運動」を実施しており、引き続き、不正改造車の排除に努めて参ります。



※：道路運送車両法第54条・第54条の2（整備命令等）に基づくもので、保安基準に適合しない自動車の使用者に対し適合させるための整備を命じるもの。

【問い合わせ先】

東北運輸局青森運輸支局検査整備保安部門
千葉、柴田
(電話：050-5540-2008)

平成29年11月22日

指定自動車整備事業者（民間車検場）を取消処分

～ ペーパー車検による処分 ～

鹿児島県の指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり道路運送車両法の違反行為により指定自動車整備事業の取消し等の行政処分を行いました。

また、当該事業者にて不正に継続検査等を行ったおそれがある自動車のユーザーに対して、道路運送車両の保安基準の適合性の確認に関するダイレクトメールを送付することとしています。

今後とも自動車整備事業者に対する指導・監督に努めて参ります。

記

1. 取消年月日
平成29年11月22日（水）
2. 事業者の名称
株式会社 松村自動車
3. 事業場の名称及び所在地
ユニカー車検センター（鹿児島県鹿児島市）
4. 行政処分の種類
 - （1） 指定自動車整備事業の指定の取消
 - （2） 自動車検査員の解任命令
 - （3） 自動車分解整備事業の認証の取消
5. 違反条項
（指定）
 - ・ 道路運送車両法第94条の5第1項違反（ペーパー車検）
 - ・ 道路運送車両法第94条の5第4項違反（検査員の不正証明）
（認証）
 - ・ 道路運送車両法第94条の5違反（ペーパー車検での車検手続き）



6. 違反の概要

27台の車両について、点検整備及び検査を全て実施せずに、保安基準適合証を交付するいわゆるペーパー車検を行った。

7. 保安基準の適合性の確認に関する通知

(対象自動車)

平成27年11月23日から平成29年8月8日の間に、直近の継続検査等を当該事業者にて行った自動車。

なお、通知の発送は確認作業が完了次第、順次行います。

<お問い合わせ先>

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：池田・岡部

TEL：092-472-2537

FAX：092-472-2916

運輸と観光で九州の元気を創ります





NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

配布先

青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ
陸運記者会

【問い合わせ先】

(所属) 自動車技術安全部整備課
(担当) 成久・宮下
(電話) 06-6949-6453

平成30年1月22日

民間車検場の事業取消し処分（近畿運輸局）

～ ペーパー車検の疑いのある自動車188台、運輸局から「再確認」の呼びかけ ～

近畿運輸局は、大阪府下の指定自動車整備工場（民間車検場）に対し、自動車整備事業の取消し等の行政処分を実施しました。

当該工場の違反行為は、車両19台について、必要な点検・整備及び検査の全てを実施しないで不正な車検手続き（いわゆる「ペーパー車検」）を行っていたもの。

なお、本件は近畿運輸局大阪運輸支局の情報提供を受け、平成29年10月2日までに大阪府警が送検した案件です。

【処分された事業者】

事業者名：空港自動車工業株式会社（大阪府池田市）

【行政処分の内容】

- (1) 自動車分解整備事業^{*1}の取消し
- (2) 指定自動車整備事業^{*2}の取消し
- (3) 自動車検査員^{*3}の解任命令
- (4) 処分年月日 平成30年1月22日

【法令違反行為の主な内容】

- 事業者は、車両19台について、点検・整備及び検査を全く実施せず、不正に保安基準適合証等の交付を行った。
- 自動車検査員は、検査を実施していないにもかかわらず保安基準適合証に証明した。

【近畿運輸局の今後の対応】

事業者が不正車検を行った疑いのある車両（ペーパー車検19台を含む）の内、抹消手続が行われているもの、不正車検後に他の事業者等で車検手続されたもの等を除いた結果、現在普通車170台、軽自動車18台の計188台の車両について、点検・整備及び保安基準適合性の確認が行われていないおそれがあります。

近畿運輸局では、これらの車両ユーザーに対し、必要な点検・整備及び保安基準適合性の確認が行われていないおそれがある旨の注意喚起を行うとともに、希望するユーザーについては、普通車は「独立行政法人自動車技術総合機構」、軽自動車は「軽自動車検査協会」の最寄りの各検査場において無料にて保安基準適合性の確認を実施する旨の通知を行います。

平成30年6月28日
関東運輸局プレスリリース

～ペーパー車検等による行政処分の実施～

関東運輸局は、東京都稲城市内の自動車整備事業者（有限会社大庭自動車整備工場）に対して、ペーパー車検^{*1}による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消しなどの行政処分を実施しました。

1. 事業者の名称

有限会社大庭自動車整備工場（東京都稲城市）

2. 行政処分の内容（処分日 平成30年6月30日）

- （1）自動車分解整備事業^{*2}の認証の取消し
- （2）指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し
- （3）自動車検査員^{*4}の解任命令 2名

3. 法令違反の主な内容

- （1）道路運送車両法第94条の5第1項違反（ペーパー車検の実施・検査一部未実施）
- （2）道路運送車両法第94条の5第4項違反（自動車検査員の不正証明行為）

4. 違反の概要

- （1）事業者は、自動車使用者の依頼により、1台の自動車についてペーパー車検を実施したほか、20台の不正改造状態等の自動車について保安基準適合証等を交付し、さらに、117台の自動車について検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付して車検手続きを行った。
- （2）自動車検査員は、検査をしていないにもかかわらず保安基準適合証等に適合する旨の証明を行った。（検査の一部未実施を含む）

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 鈴木・塩原
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

平成30年5月25日
関東運輸局プレスリリース

～ペーパー車検等による行政処分の実施～

関東運輸局は5月25日、栃木県の指定自動車整備事業者（有限会社荒川自動車工業）に対して、ペーパー車検による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いましたのでお知らせします。

1. 事業者の名称

有限会社荒川自動車工業（栃木県鹿沼市）

2. 行政処分の内容（処分実施年月日 平成30年6月1日）

- （1）自動車分解整備事業^{※1}の事業停止 10日間
- （2）指定自動車整備事業^{※2}の指定の取消し
- （3）自動車検査員^{※3}の解任命令

3. 違反の条項

- （1）道路運送車両法第94条の5違反（ペーパー車検による車検手続き）
- （2）道路運送車両法第94条の5第1項違反（ペーパー車検の実施・検査一部未実施）
- （3）道路運送車両法第94条の5第4項違反（自動車検査員の不正証明行為）

4. 違反の概要

- （1）事業者は、1台の自動車について点検・整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証等の交付を行い、また他の自動車について検査の一部を実施せずに保安基準適合証等の交付を行った。
- （2）自動車検査員は、検査をしていないにもかかわらず保安基準適合証等に適合する旨の証明を行った。（検査の一部未実施を含む）

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 鈴木・塩原
電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、
関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙
栃木県政記者クラブ

18. 保安基準適合証に記載する走行距離等に係るお願い

保安基準適合証等に記載する走行距離等に係るお願い

総走行距離の確認は自動車検査員が完成検査時において行うこととなっておりますが、走行距離計の交換等の理由により、『走行距離表示値』が自動車検査証の備考欄に記載された『走行距離表示値』よりも減少している場合があります。

このような場合、保安基準適合証への走行距離記載誤りも考えられるため、その確認作業に時間を要しています。

このことから、検査員の皆様には、現車の『走行距離表示値』が自動車検査証に記載された『走行距離表示値』より減少している場合は、保安基準適合証走行距離表示値欄の下部余白に下記内容を参考に記載願います。

また、大型特殊自動車の保安基準適合証を提出する際には、前面ガラスの有無の記載も併せてお願いします。

[保] 保安基準適合証(控)		[検] 限定保安基準適合証(控)	
番号	平成 年 月 日交付	指定番号	
指定自動車種別 検査員の氏名又は 名称	印	最終の検査申請日	年 月 日
事業場の名称及び 所在地		証明書番号	保険会社 保険契約者名
<small>[注] 本検査員が、当該検査員の保安基準に適合していることを証明する。 本検査員の登録に基き減少</small> 検査の年月日 平成 年 月 日 自動車検査員の氏名 印		走行距離計表示値	00km mile
自動車登録番号 又は車両番号		メーター交換	
車台番号			
使用 者	氏名又は名称 住所		
乗車定員	人	最大積載量	kg
用油		車両総重量	kg
保 険 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
<small>注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から3日間とする。 注2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。</small>			

記

1. 走行距離計を交換した場合・・・『メーター交換』
2. 走行距離計が一回転した場合・・・『距離計一回転』
3. 原因は不明だが、走行距離が減少している場合・・・『距離減少』
4. 大型特殊自動車で前面ガラスがある場合・・・『前面ガラス有』
5. 大型特殊自動車で前面ガラスがない場合・・・『前面ガラス無』
6. 有効期間が短縮する場合・・・『有効期間短縮』
7. 走行距離計表示値の単位がマイルの場合・・・『mile』に○を記入

19. OSS 申請等にかかる確認していただきたい事例について

OSS 申請等にかかる確認していただきたい事例について

1. 乗車定員、車両重量等が三段書きになっているものについては、電子保適証の対象外となっておりますので、紙保適証により申請してください。(別紙1)
2. 乗車定員、車両重量等が二段書きになっているものについては、一部電子保適証の対象外になっている事例がありますので、別紙1の場合において保適証サービス外のものは、紙保適証により申請をしてください。(別紙1)
3. 一部の自動車においては、電子自賠償情報に係る自動車の種別情報(登録車/軽自動車)が区分されておらず、登録情報処理機関から軽自動車検査協会に、自賠償情報が適切に送信されない形状の車両が存在します。この車両については、保適証サービスにて自賠償保険を電子情報として設定しても、軽自動車検査協会にて確認が出来ない場合がありますので、OSS申請はできません。なお、電子保適証による窓口申請は可能です。(別紙2)

4. 自動車検査証の車台番号が職権打刻等によるものの場合の、保適証サービスへの入力については、以下の例を参考としてください。

例：車検証表記、福 [91] 1234 福→適合証記載内容、911234

車検証表記、国 [01] 654321→適合証記載内容、01654321

5. メーター交換等により走行距離が減少した場合や、走行距離が100万km以上の場合には、保適証サービス入力画面中の走行距離指示値の「km解除」又は「mile解除」を選択してください

※km解除、及びmile解除はメーター交換を行った場合に選択します。
※走行距離の表示値が100万(7桁)以上の場合、例えば走行距離計の表示値が1234567kmのとき、走行距離計表示値には「2345」を入力し「km解除」を選択します。
※走行距離計がない車両の場合、走行距離計表示値は「未設定」を選択してください。

車両総重量2【半角】 <input type="checkbox"/> 必須	<input type="text"/>
走行距離計表示値【半角】	<input type="text" value="00"/> <input checked="" type="radio"/> km <input type="radio"/> km解除 <input type="radio"/> mile <input type="radio"/> mile解除 <input type="radio"/> 未設定 (5)

6. その他詳細については、保適証サービスQA又は保安基準適合証サービス(WEB)画面操作マニュアルをご参照ください。

保適証サービス FAQ

参考 URL <https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/faq.html>

保安基準適合証サービス(WEB)画面操作マニュアル

参考 URL https://www.jaspa.or.jp/portals/pdf/u_manual3_ver1.3.pdf

電子保適証サービスの対象とならない車両の自動車検査証の記載について

●電子保適証サービスの対象外の記載例

・登録車の場合であって、乗車定員・最大積載量・車両総重量の記載欄の上段に、括弧書きにて人数や重量が記載されているもの

例1)	乗車定員	例2)	車両重量
	[③ 5]		[③ 19570]
	① 2 [② 5] 人		① 19570kg

例1)の上段に括弧書きされた値③ [5] は、「乗車定員」の3つ目の情報となりますので、保適証サービスの対象外となります。

例2)の場合、数字が2つしか記載されて無いが、上段の括弧書きの③ [19570] を「車両重量2」として入力される可能性があるためご注意ください。

○以下のような場合は、電子保適証サービスがご利用できます。

【登録車】

乗車定員		
	[① ②]	①: 乗車定員1 ②: 乗車定員2
	① 2 [② 5] 人	
車両重量		
	① 2410 [② 2175] kg	①: 車両重量1 ②: 車両重量2

【軽自動車】

乗車定員		
	[② 4]	①: 乗車定員1 ②: 乗車定員2
	① 2 人	
※軽自動車の場合は、乗車定員等の項目が2つある場合には、2つ目の情報が記載欄の上段に記載されていますが、この場合であっても、電子保適証サービスはご利用になれません。		

各保険代理協会(組合)電子自賠責のシステム対応早見表 Ver2
~車検時の電子自賠責情報利用状況~

○: 電子申請対応
●: 電子申請非対応

別紙2

保険代理協会・組合名(略称)	電子申請利用状況	電子化確認用目視表示	申請先	電子自賠責として使用するにあたり注意が必要なもの		
				対象車両	詳細	
					今回新たに加入する自賠(新自賠)	過去に加入した自賠(旧自賠)
・日本損害保険協会(損保協会) ・全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済) e-JIBAI	対応	証明書下欄外に表示 (登録情報処理機関報告契約)	国土交通省	被牽引自動車	○証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	○すべて
			軽自動車検査協会	特種自動車	●警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車	●警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車
・全国自動車共済組合連合会(全自共) Web-JIBAI	対応	証明書下欄外に表示 (e-JIBAI準拠)	国土交通省	被牽引自動車	○証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	○すべて
			軽自動車検査協会	特種自動車	●警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車	●警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車
			軽自動車検査協会	被牽引自動車	●すべて	●すべて
・全国共済農業協同組合連合会(JA共済) 代理店:共済代理店システム 窓口:契約管理システム	対応	証明書下欄外に表示 (e-JIBAI準拠)	国土交通省	被牽引自動車	○証明書下欄外に「登録情報処理機関報告契約」と表示があるものに限る	○すべて
			軽自動車検査協会	特種自動車	●警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車	●警察車、消防車、救急車、霊柩車、教習車
・全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連) Web-JIBAI ※全自共システムとは別 その他 Chubb損害保険株式会社 ザ・ニューインディア・アシュアランスカンパニー・リミテッド	非対応	-	-	-	-	-
			-	-	-	-

20. 最終検査申請日の取扱い

[通達]

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて

自保第 265 号、自整第 285 号、自技第 1012 号 昭和 48 年 11 月 12 日
最終改正 国官参自保第 807 号、国自整第 357 号 平成 29 年 3 月 13 日

指定自動車整備事業者は、自動車使用者から保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「適合証」という。）の交付の請求があった場合において、自動車使用者が提示した自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証（以下「検査証」という。）有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第 9 条第 7 項の規定により適合証を交付してはならないこととなっている。

このため、適合証の有効期間（検査の日から 15 日間）の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新たに締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、12 ヶ月（検査証有効期間が 1 年のもの）又は 24 ヶ月（検査証有効期間が 2 年のもの）のときは、適合証の有効期間の最終日に検査を申請した場合、更新される検査証有効期間の全部と重複しないものとなり、指定自動車整備事業者は自動車使用者に対し、1 ヶ月の保険期間の追加を求めている。

この取扱いによる時、自動車使用者から、旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行ったときは、保険期間を 1 ヶ月追加することなく検査証有効期間の更新がされるにもかかわらず、余分な負担を課すものであるとの論議が絶えない。

よって、これに対処するため、自動車使用者が検査の申請をした場合において提示された保険証明書の保険期間が、更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないときは、自賠法第 9 条第 5 項の規定により、検査証有効期間が更新されないことも勘案し、指定自動車整備事業者が適合証を自動車使用者に交付しようとする場合における保険証明書の保険期間の確認及び取扱いについては、下記によるよう指導されたい。

なお、本主旨は、自動車使用者の自賠責保険にかかる余分な負担を回避するためのものであり、指定自動車整備事業者における自賠責保険の確認義務を軽減するものではないので念のため申し添える。

記

1. 適合証の交付にかかわる保険期間の確認について

自動車使用者から提示のあった保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続したものであって、旧保険期間の終了日に検査を申請した場合に更新されるべき検査証有効期間の全部と重複し、かつ、旧保険期間の終了日までに確実に検査の申請を行うことについて当該使用者からの明示の意思表示がある場合は、当該保険証明書の保険期間と更新されるべき検査証有効期間の全部と重複するものとして、適合証を交付することができる。

2. 適合証への記載等について

指定自動車整備事業者は、前記の取扱いを行ったときは、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）書の余白に別記様式による欄を設け、自動車使用者から当該指定自動車整備事業者提示された保険証明書の保険期間のまま、当該適合証の提出により検査証有効期間を更新することができる最終の検査申請日（以下「最終日」という。）を明りょうに記載すること。

ただし、道路運送車両法第 9 条の 5 第 2 項及び第 3 項により保安基準適合証に記載すべき事項を登

録情報処理機関へ提供する場合は、最終日を登録情報機関へ提供すること。

3. 自動車使用者に対する指導について

指定自動車整備事業者は、前記の取扱いにより適合証を自動車使用者に交付する際、当該保安基準適合証に記載した最終日まで検査の申請を行わないときは、当該使用者が提示した保険証明書の保険期間は、更新されるべき検査証有効期間の全部と重複しないものとして取扱われ、最終日を過ぎて検査の更新を行う場合は、保険期間を1ヶ月分追加しなければならないことを明確に教示する等、検査証有効期間の更新手続が円滑に行われるための指導を自動車使用者に対し十分に行うこと。

4. 道路運送車両法第94条の8（保安基準適合証の交付の停止等）の適用について

指定自動車整備事業者が前記の取扱いを行うに当たり、次の事項に該当したときは同法第94条の8第1項第5号に違反するものとして、同法第94条の8（保安基準適合証の交付の停止等）の規定が適用される。

- (1) 保安基準適合証及び保安基準適合証(控)のいずれにも最終日を記載せず、適合証を交付したとき。
- (2) 道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関へ提供した場合であって、最終日が登録情報処理機関へ提供されなかったとき。
- (3) 適合証等に記載された最終日において、記入されるべき検査証有効期間と保険期間が重複しないとき。

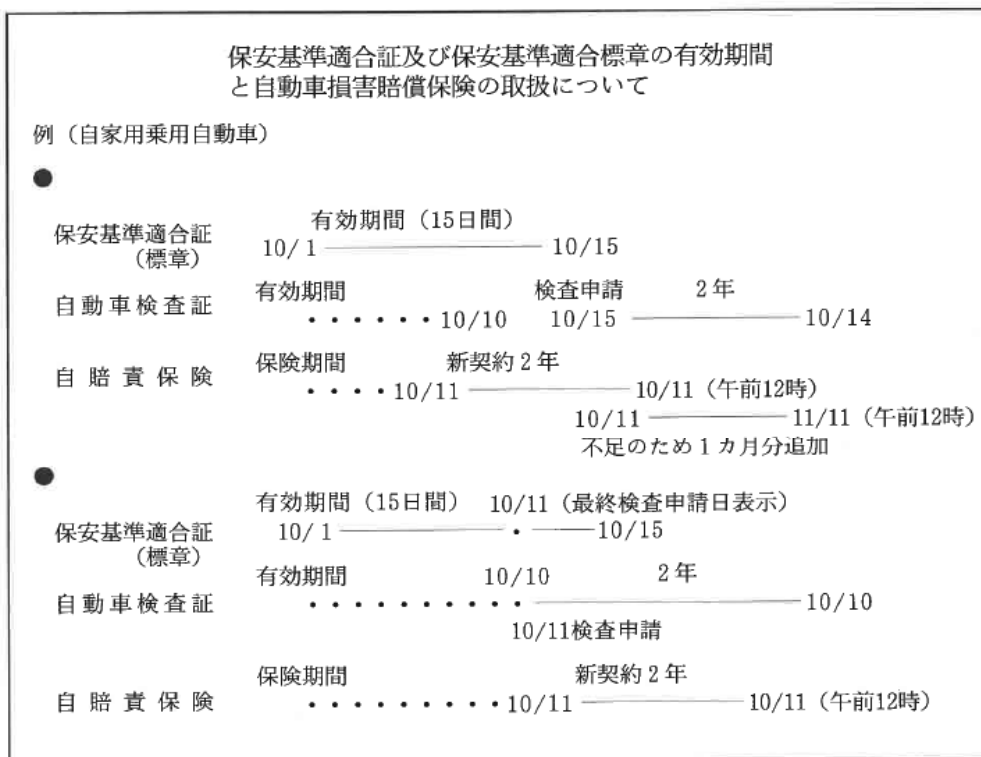
別記

最終の検査申請日	年	月	日
----------	---	---	---

附則（平成29年3月13日 国官参自保第807号、国自整第357号）

1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。

参 考



21. その他資料

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 30 年 3 月 23 日

自動車局整備課

車検切れ車両を捕捉

—街頭検査で「ナンバー読取装置」を試行運用しました—

平成 29 年 9 月 15 日に公開デモを行った可搬式の「ナンバー自動読取装置」を全国 5 箇所における街頭検査に試行導入し、計 3,696 台のナンバーを読み取り、車検切れ車両 7 台のドライバーに対し、直接指導のうえ警告書を手交しました。

本試行運用の結果を踏まえ、来年度、全国の運輸局に当該装置を本格導入して、引き続き車検切れ運行の排除に努めてまいります。

○可搬式「ナンバー自動読取装置」の試行運用実施結果

実施場所	北海道 札幌市 (鉄工団地通)	沖縄県 宜野湾市 (国道 58 号線)	長崎県 佐世保市 (SSK バイパス)	茨城県 坂東市 (国道 354 号線)	兵庫県 西宮市 (国道 43 号線)	合計
実施日 時間	10 月 10 日 13:30～15:30	11 月 17 日 13:45～15:45	12 月 6 日 13:30～15:00	12 月 13 日 13:30～15:30	12 月 15 日 10:00～12:00	
A) 読取車両数 ^{*1}	652 台	960 台	602 台	611 台	871 台	3,696 台
B) 車検切れ車両 ^{*2}	0 台	3 台	1 台	1 台	2 台	7 台
C) 無車検率(B/A)	—	0.31%	0.16%	0.16%	0.22%	0.18%

※1 読取車両数: ナンバープレートを読み取った車両の数

※2 警告書を交付した車検切れ車両は、警察に引き渡すとともに、その後車載専用車等により移動されました。

○今後の予定

本年度の試行運用の結果を踏まえ、来年度全運輸局等に当該装置を導入し、全国における街頭検査において車検切れ車両の捕捉・指導を行ってまいります。



【試行運用実施イメージ】

【問い合わせ先】

自動車局整備課 加野島、及川
代表：03-5253-8111（内線 42427）
直通：03-5253-8589
FAX：03-5253-1639

平成 30 年 4 月 20 日
自動車局審査・リコール課

衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！

～衝突被害軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための啓発ビデオを公開しました～

衝突被害軽減ブレーキが、走行中の周囲の環境や路面の状態等によっては、障害物の認知や衝突の回避ができない場合があることを啓発するためのビデオをホームページに公開しました。

近年、衝突被害軽減ブレーキの普及が進んでいますが、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあります。

このため国土交通省では、衝突被害軽減ブレーキにより衝突回避が難しい状況について、不動作状況時の車両挙動等を実車の走行試験により確認し、衝突被害軽減ブレーキの使用上の注意点を解説した啓発ビデオをホームページに公開しましたので、是非、御覧いただき、事故防止にお役立てください。

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課

YouTube 公式アカウント

[https://www.youtube.com/channel/](https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g)

[UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g](https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g)

衝突を回避できない場合がある事例
(滑りやすい濡れた路面)



衝突被害軽減ブレーキを正しく使用するための注意事項

1. 衝突被害軽減ブレーキは完全に事故を防ぐことができません。
運転者はシステムを決して過信せず細心の注意をはらって運転してください。
2. 衝突被害軽減ブレーキの作動する条件は、自動車の取扱説明書に記載してありますので、車種毎に異なる作動条件を把握してください。

問い合わせ先: 国土交通省自動車局審査・リコール課

鈴木、村井

代表: 03-5253-8111(内線)42352

直通: 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640

平成30年5月22日
自動車局自動車情報課

つけて走って広げよう、地域の魅力！ ～地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年ラグビーW杯、東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートの交付を開始しましたが、いよいよ本年10月頃より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始します。

この度、その具体的デザインを決定しましたのでお知らせします。

1. 具体的デザイン（全国41地域）

（例）代表6地域



詳細は別紙参照

2. 地域の実施への寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援します。

3. 軽自動車のナンバープレート

登録車と軽自動車との区分を明確化すべく、軽自動車の図柄入りナンバープレートには、「黄色」の縁取りを施すこととします。

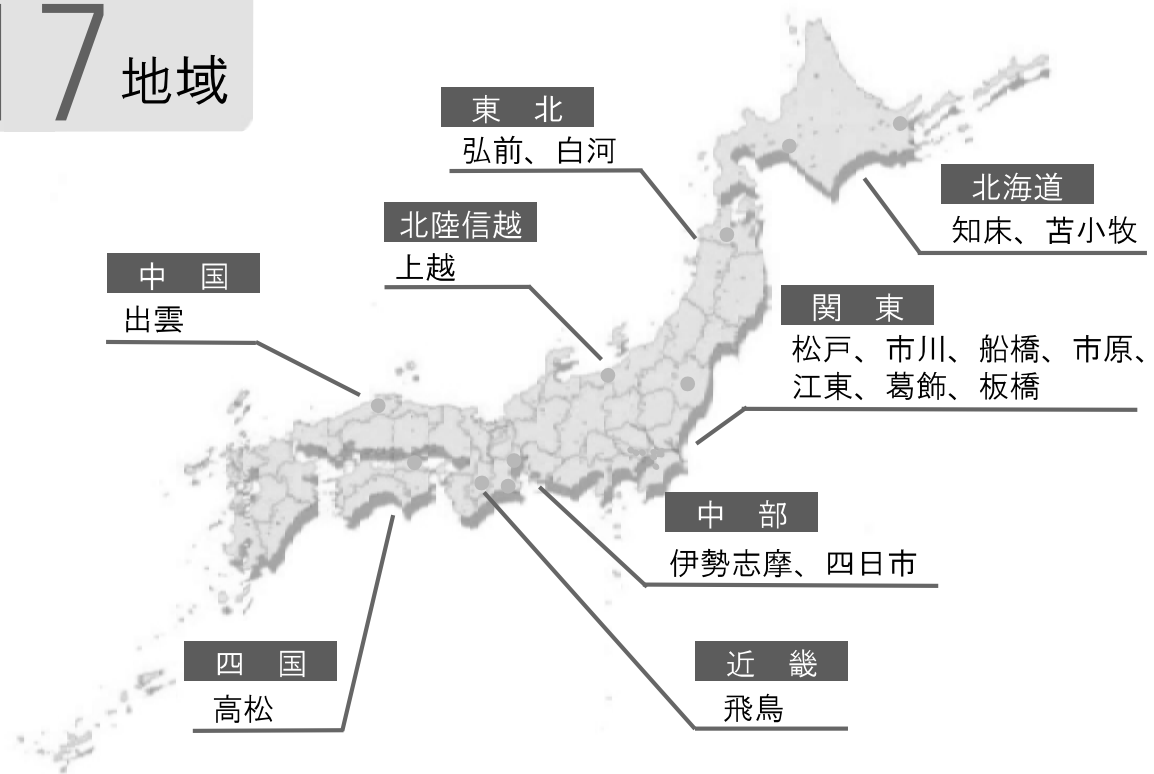
4. 今後の取組み（新たな地域名表示の追加）

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始に伴い、新たな地域名表示を導入してほしいとの要望が高まっていることを踏まえ、今後、全国17地域を追加します。（平成32年度交付開始を予定）

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 日下部・永井

電話：03-5253-8111（内線：41145、42117）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

17 地域



【地域名表示の追加】平成 32 年度交付開始予定地域

運輸局	導入申込予定地域 (ナンバー表示)	対象区域
北海道	知床	斜里郡(斜里町、清里町、小清水町)、野付郡(別海町)、標津郡(中標津町、標津町)、目梨郡(羅臼町)
	苫小牧	苫小牧市
東北	弘前	弘前市、中津軽郡(西目屋村)
	白河	白河市、西白河郡(泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町)
関東	松戸	松戸市
	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
北陸信越	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
中部	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡(明和町)、度会郡(度会町、玉城町、南伊勢町)
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡(三宅町、田原本町)、高市郡(高取町、明日香村)
中国	出雲	出雲市、仁多郡(奥出雲町)、飯石郡(飯南町)
四国	高松	高松市

【発表記者会：岩手県政記者クラブ】

平成30年9月4日
国土交通省東北運輸局岩手運輸支局

つけて走って広げよう、地域の魅力！ ～ 10月1日より、地方版図柄入りナンバー交付 ～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートを交付することとしております。

この度、交付開始日を決定しましたのでお知らせいたします。

1. 交付開始日

平成30年10月1日（月）

新車・中古車の購入時や車検の際はもちろん、現在お乗りの自動車についても同じ番号での交換申込みが可能です。（一部、番号変更が必要な場合があります。）

2. 事前申込み開始日

平成30年9月10日（月）

ご自身でウェブサイト（<https://www.graphic-number.jp>）又は、管轄の運輸支局等の窓口からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場にご相談ください。

3. 料 金

中板 7,730円 大板 12,000円

カラー版については上記に加え1000円以上の寄付を頂いた場合に選択可能となります。

4. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては料金の他に寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

（参考）

岩手県内における具体的デザインについては別添資料をご確認ください。

【問い合わせ先】

東北運輸局岩手運輸支局登録部門

電話：019-638-2154 FAX：019-638-5488

図柄入りナンバープレートの対象区域とデザイン

1. 対象区域

【盛岡】盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波郡(紫波町、矢巾町)

【岩手】宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手郡(雫石町、葛巻町、岩手町)、和賀郡(西和賀町)、気仙郡(住田町)、上閉伊郡(大槌町)、下閉伊郡(山田町、岩泉町、田野畑村、普代村)、九戸郡(軽米町、九戸村、野田村、洋野町)、二戸郡(一戸町)

【平泉】一関市、奥州市、胆沢郡(金ヶ崎町)、西磐井郡(平泉町)

2. 図柄のデザイン



カラー版については寄付をしていただいた場合に選択可能となります。
(1000円以上100円単位)
寄付なしの場合はモノトーンになります。

WEBでの図柄入りナンバープレート申込みから交付まで



国土交通省

WEBで申込み(「図柄ナンバー申込サービス」にて申込み)



申込み完了メール受信後、寄付金・交付手数料の支払い



入金確認メールを受信後、交換申請書のダウンロード及び印刷



普通車であれば管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所、軽自動車であれば管轄の軽自動車検査協会にて交換申請書の確認



現在のナンバーを返納し、予約センターにてナンバープレートの交付を受け車両に取り付ける(普通車は管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所へ車両の持ち込みが必要)

※必要書類等詳細な内容については管轄の運輸支局HPをご覧ください、

窓口での図柄入りナンバープレート申込みから交付まで



国土交通省

普通車であれば管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所、軽自動車であれば管轄の軽自動車検査協会にて交換申請書を記入し確認
(交換申請書については運輸支局、自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会窓口にて備え付け)



交換申請書を予約センターへ持ち込み申込み



寄付金・交付手数料の支払い



現在のナンバーを返納し、予約センターにてナンバープレートの交付を受け車両に取り付ける(普通車は管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所へ車両の持ち込みが必要)

※必要書類等詳細な内容については管轄の運輸支局HPをご覧ください。

平成30年7月10日

自動車局整備課

スキャンツールの導入補助を開始

(トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金)

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネルギー性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は7月24日(火)から受け付けます。

1. 公募期間

平成30年7月24日(火)～10月31日(水)※

※ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に関わらず交付決定を順次実施します。

2. 補助対象事業者

- ① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
- ② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- ③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

3. 事業内容(概要)

- ・補助対象事業者に対して、PC等に診断データをCSV等のファイル形式で出力できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助(補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意ください。)
- ・補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

4. 申請方法等

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他詳細につきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社(補助事務執行団体)

ホームページ：<http://www.pacific-hojo.jp/>

TEL：03-5280-9501 FAX：03-5280-9502

※ 申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先】

・国土交通省自動車局整備課 村井、奥村

TEL：03-5253-8111(代表)(内線42-415)、03-5253-8599(直通)

FAX：03-5253-1639

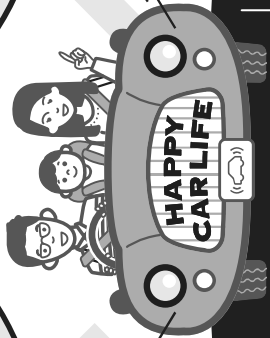
サポカー/サポカー-S で未来はもっと

明るくなる。



「自動ブレーキ」が止まるをサポート
【サポカー】【サポカー-S】

踏みまちがえたとき、加速抑制装置がサポート
【サポカー-S】



くわしくはサポカー-Qで検索!
<https://www.safety-support-car.go.jp>

経済産業省
国土交通省
金融庁
警察庁

作動には一定の条件があります。条件によっては、作動しない場合がありますので、引き継ぎ、安全運転を心掛けてください。

「サポカー」「サポカー-S」とは?

政府は、高齢運転者による交通事故対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）などの先進安全技術を活用した一定の運転支援機能を備えた「サポカー」「サポカー-S」の普及啓発に、官民一体で取り組んでいます。2020年までに自動ブレーキの新車乗用車搭載率を9割以上にする政府目標も掲げています。

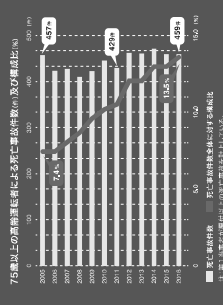
サポカー-Sの区分	
	搭載される区分により、さらに3つの区分に分かれます。 自動ブレーキ(歩行者)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1 車線変更支援機能、先進アダプティブブレーキ※3
	自動ブレーキ(歩行者)、自動ブレーキ(歩行者) ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1
	先進自動ブレーキ(歩行者)※4、 ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1

セーフティ・サポーター
【サポカー】
自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を付帯した、特に高齢運転者に特化した機能。
運転者に特化した、全ての機能を備える自動運転。

運転者の事故低減に有効です

死亡事故件数全体に占める
高齢運転者の割合が増加しています。

75歳以上の運転者による死亡事故件数は、近年、横ばいで推移していますが、死亡事故件数全体が減少傾向にあるため、その占める割合は増加しています。
2016年中の75歳以上の運転者による死亡事故は、75歳未満の運転者に比べブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故の割合が、7倍高いほか、工作物衝突や路外逸脱等の車両単独の占める割合が高いことが明らかになっています。



事故の発生防止・被害軽減のために開発された「先進安全技術」があります。

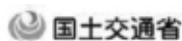
<p>自動ブレーキ(歩行者・歩行者)</p> <p>歩行者や歩行者により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報します。さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動します。</p> <p>※歩行者予測(衝突を回避、または減速を軽減)</p>	<p>ペダル踏み間違い時加速抑制装置</p> <p>停止時や低速走行時に、車線レーンが前方や後方の壁や車間を感知している状態でアクセルを踏み込んだ場合には、エンジン出力を抑える等により、急加速を防止します。</p>
<p>車線変更支援</p> <p>車載カメラにより道路上の車線を検知し、車線からはみ出しそうになった場合やはみ出した場合には、運転者に対して警報します。</p> <p>※車線も検知してはみ出し</p>	<p>先進ライト</p> <p>前方の先行車や対向車等を検知しハイビームとロービームを自動的に切り替える自動切替型前照灯、ハイビームの照射範囲のうら当減速時のエリアのみを部分的に発光する自動切替型前照灯のほか、超長可変型前照灯があります。</p>

先進安全技術はあなたの安全運転を支援しますが、事故を完全に防ぐものではありません。サポカー、サポカー-Sに搭載されている先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立ちますが、これらの技術も万能ではなく、条件によっては装置が作動しない場合があります。装置の機能を信頼せず、引き続き安全運転を心掛けて頂きますようお願いいたします。

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の申検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ

お知らせ一覧へ >

【重要】	2018/07/27	8月18日（土）メンテナンス作業のお知らせ
	2018/04/02	次回自動車重量税額照会サービス開始について

■次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

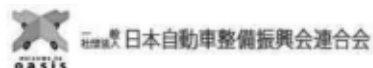
照会画面へ

Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

軽自動車はこちら

参考URL <http://naspajp/>

重量税計算ツール



重量税計算トップメニュー

登録車につきましては、国土交通省が提供する『次回自動車重量税額照会サービス』をご利用ください。

軽自動車の検索はこちらから

平成30年7月更新分まで対応！

3つの方法で重量税を検索

1. 型式／類別番号を入力
2. メーカー／車種から選択
3. 種別／車両重量を選択

経過年数計算機能付き

点検整備記録簿

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考 (主な車種等)
		3(別表3)月	3(別表4)月	6(別表5)月	1(別表6)年	1(別表7)年	初回	2以降	
運送事業用	旅客 普通・小型軽	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
	旅客 普通・小型軽	○					2年	←	福祉タクシー
	車両総重量8トン以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪)
	車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
	車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
	車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	軽				●		2年	←	
	三輪					●	3年	2年	
	乗定員11名以上	○					2年	←	警備
	乗定員11名以上	○					1年	←	電気車バス形状
貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	トラック(三輪を含む)
	車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
	車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
	車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	軽				○		2年	←	
	乗員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
	児童専用車	○					1年	←	園児送迎車
	普通・小型軽				○		2年	1年	マイカー型
	三輪	○					2年	1年	
	小検査対象外軽自動車				○		2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
特定貨物	普通・小型軽	○					2年	1年	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	車両総重量8トン以上	○					1年	←	キャンピング車
	車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
	車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
	車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	軽				○		2年	←	
	車両総重量8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
	車両総重量8トン未満	○					2年	1年	フォーク・リフト
	車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
	車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
白家用自動車	車両総重量8トン未満	○					2年	1年	
	車両総重量8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
	軽				●		2年	←	
	乗員11名以上	○					1年	←	マイクロバス
	児童専用車				○		1年	←	園児送迎車(定員11名以上を除く)
	普通・小型軽				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
	軽				●		3年	2年	
	三輪					○	2年	←	
	小検査対象外軽自動車					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	普通・小型軽	○					2年	←	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
特定貨物	車両総重量8トン以上	○					1年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
	車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
	車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
	車両総重量8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
	軽				●		2年	←	
	車両総重量8トン以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
	車両総重量8トン未満	○					2年	←	フォーク・リフト
	車両総重量8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
	車両総重量8トン以上トレーラ		○				1年	←	
	車両総重量8トン未満			○			2年	1年	
検査対象外軽自動車				○		無	←	そり付き、カタビラ付軽自動車	

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

memo